

# 平成 25 年度 第 1 回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成 25 年 7 月 29 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 30  
場所 か だ る 2 ・ 7 1 0 7 0 会 議 室

## 1 開 会

## 2 議 題

### (1) 会長及び副会長の選出

### (2) 説明事項

- ・ 北海道男女平等参画審議会の公開について
- ・ 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
- ・ 北海道男女平等参画に係る道の取組について

### (3) 報告事項

- ・ 平成 24 年度 北海道男女平等参画推進条例第 18 条及び第 20 条に基づく申出について
- ・ 平成 24 年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について
- ・ 第 2 次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

### (4) その他

## 3 閉 会

## 1. 開 会

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、これから審議会を始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、道庁で男女平等参画の担当課長をさせていただきます木元でございます。

今回は、この委員のメンバーでやる第1回目の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の浜田よりご挨拶を申し上げます。

○浜田くらし安全局長 皆さん、こんにちは。

ご紹介をいただきました環境生活部くらし安全局長の浜田でございます。よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、この度の委員の就任に当たりましては皆様に快くお引き受けいただきまして、恐縮でございますが、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

道におきましては、平成13年3月に北海道男女平等参画推進条例を制定いたしまして、この審議会は、同じ年の平成13年7月に設置しております。以来、多くの委員の皆様のお力添えをいただきながら、男女平等参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。今回は、4人の委員の皆様を引き続きご就任いただき、新たに11名の委員のご参加をいただきました。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

男女平等参画、特に女性の政策についてでございますが、法律や制度ができて実態がなかなか追いついていかない状況になっております。先日も、女性の労働力について、国際機関から、日本の労働参加率が先進国の中で特に男女格差が著しく大きいと指摘されているところでございます。皆様もご承知のとおり、国におきましては、女性の経済分野での活躍促進を成長戦略の中核に位置づけておりまして、待機児童の解消や子育て後の就職支援など、新たな取り組みが今後進んでいくものと思っております。

道といたしましては、現在、平成20年3月に策定いたしました第2次北海道男女平等参画基本計画によりまして取り組んでおります。この中では、目標値を設定いたしまして推進管理する項目を定めているところであり、そういった点を含めまして、今後は、委員の皆様へ報告をしながら、今後の展開に向けたご意見をいただいております。

また、配偶者からの暴力、DV対策についてでございますが、このことは、犯罪となる行為を含む重大な人権の問題であります。道内では、警察や配偶者暴力相談支援センター、民間のシェルターへの相談件数も増えております。今後は、その予防や対策が重要と考えております。

先月には、議員立法によりまして、DV防止法の一部改正が成立いたしました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となったところであります。それに伴って、今後、国の基本方針が見直される予定です。道では、現在、DV対策のため、平成21年3月に策定いたしました基本計画の見直しを予定しておりますが、今回の国の基本方針を受けたものにしていく必要があると考えているところでございます。委員の皆様方には、今後、そういった面も含めてご審議いただく予定でございますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） それでは、まず最初に、本日の出席状況です。

男女平等参画推進条例では、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないという規定になってございますけれども、本日は15名と委員全員の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それから、本日は、オブザーバーといたしまして、道庁内に設置してございます北海道男女平等参画推進本部の幹事の方々も出席しておりますので、ご紹介いたします。

また、今後、皆さんに大変お世話になるかと思っておりますけれども、この場をおかりして、私どもの事務局を紹介したいと思います。

○事務局（佐藤主幹） 道民生活課男女平等参画グループで主幹をしております佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（二瓶主査） 道民生活課男女平等参画グループで主査をしております二瓶です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（山中主任） 同じく、男女平等参画グループの山中です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（浅野主任） 同じく、男女平等参画グループの浅野と申します。審議会全般の事務をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 委員の皆様、今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、配付しております資料の確認をさせていただきます。

○事務局（佐藤主幹） それでは、本日の配付資料につきましてご確認させていただきます。

まず、皆様の机の上には、本日の審議会の次第と配席図、さらに、出席者名簿を配付させていただいております。次に、会議次第に配付資料の一覧を記載してございますが、資料1から資料11につきましては、あらかじめ送付させていただき、本日にご持参をいただいたところでございます。また、本日、参考資料1としまして、平成25年度の重点事項に関する資料という表裏の1枚物、参考資料2としまして、チャレンジ賞に関する資料という表裏の4ページの2枚物を新たに追加で配付させていただいております。

なお、資料の訂正を1カ所お願ひいたしたいと思ひます。

資料7の道民からの申出受付状況報告をごらんください。

裏面の1に申出内容別受付件数という表がございます。この表の合計欄の下に22年度とございますが、これは23年度の間違ひでございます。訂正のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 今、資料の説明をいたしましたがお手元にない、あるいは、一部抜けていらっしゃるものはございませんでしょうか。ありましたら、お手を挙げていただけますと、お配りに参ります。

よろしゅうございますか。

会議の途中でも言っていただければ、お届けいたします。

それでは、本日は、委員改選後の第1回目の審議会ですので、初めてお目にかける方がほとんどかと思ひます。そこで、委員の方には大変申しわけございませんが、マイクをお回しいたしますので、自己紹介として、お名前、経歴、審議会に対する要望事項等が何かありましたらお願ひいたします。時間の関係上、余り長い時間はとれませんけれども、それぞれ自己紹介をお願ひしたいと思います。

自己紹介の順番につきましては、お配りしてございます委員名簿の上から順番にお願ひしたいと思います。

最初に、足立委員からよろしくお願ひいたします。

○足立委員 足立敬允と申します。

公募です。札幌市手稲区に在住しております。今年の3月までは札幌市男女共同参画審議会の委員も務めておりました。現在、21世紀の性教育を考えるNPOライス21を主催しております。性教育ということではないのですが、男性に対する啓発を主にいろいろと考え、活動しようという準備をしているところでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

○齊藤委員 皆様、こんにちは。齊藤茂子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもは、2000年にあうんという行動する女性のネットワークという団体を結成いたしました。活動を行ってまいりましたが、私はその事務局を担当しております。各市町村から受託を受け、男女共同参画社会実現に向けてセミナー等を実施させていただいて今日まで至っております。メンバーはそれほど多くないのですが、それぞれ各地域で活躍している人たちが登録している団体でございます。こういった活動を何年間か進めてまいりましたので、この度、思い切って北海道男女平等参画審議会の委員に応募してみようと思ひました。多分、通らないと思ひたのですが、通ってしまいました。2年間、皆様とともに勉強させていただきながら、さまざまな意見を申し上げ、委員としての活動を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○崎広委員 道経連の労働政策局にいます崎広と言ひます。

私は、前回に引き続き2回目です。前回のメンバーにもお話ししたのですけれども、男女平等参画の自己評価をすると、高校生の息子とかみさんがおりまして、今日も朝ご飯は自分がつくり、3度の飯は私がちゃんと準備しております。帰りにはダイエーのスーパーで買い物をしてあります。ですから、少なくとも家庭においては標準以上の成績をおさめているのではないかと思ひます。かみ

さんに暴力を振るうこともありません。そういう意味ではいいかなと思います。ほかの分野はよくわからないですけども、そういうことでやっておりますので、これから2年間、皆様と一緒に勉強させていただきます。よろしくお願いします。

**○鈴木委員** 小樽市の男女共同参画課長をしております鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

昨年から男女共同参画の担当をしておりますが、小樽市では、平成15年からスタートしました第1次計画を昨年度に終了し、今年度から第2次計画をスタートさせております。男性にとっての男女共同参画、子どもにとっての男女共同参画、あらゆる暴力の根絶に向けた取組、市民等との協働による男女共同参画の推進という四つを強調する視点として新たにスタートしたところがございます。私自身はまだ勉強できていないところがたくさんございまして、この審議会の委員の皆様のお話を聞いて、しっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○関口委員** 同じく、小樽から来ました関口と申します。

現在、法律事務所で、社会福祉士として、法律問題の背景にある生活問題にコミットしたことについて、行政などいろいろな機関と連携しながら問題解決に携わっている状況です。やはり、高齢や障がいの問題の中に男女平等の問題が入り込んできて、高齢者の男性の介護による虐待の問題、あるいは、認知症から来る虐待など、そういった問題が複雑に入り込んでいることをとても実感しております。ですから、今回、この審議会に参加させていただき、こういったような視点から男女平等の問題をもう少し考えていけたらと思っております。いろいろと教えていただくことも多いと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

**○武田委員** 初めまして、株式会社アレフの武田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会社の話をしますと、皆さんもご存じかもしれませんが、びっくりドンキーというファミリーレストランを経営している会社で、人事を担当しております。このような審議会の委員が務まるかどうかはわかりませんが、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

当社のお話をしますと、レストランということで、皆さんからお見えになっている部分では、女性の方が数多く働いている職場ではございますが、社員はといいますと、女性社員の比率は現在17%ほどになっております。また、女性の幹部、いわゆる女性の方が店長以上をしている比率となるとまだまだ低い職場です。会社でも女性社員の幹部登用が非常に課題になっている面もございまして、そういったことからこのような審議会に参加して勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○高田委員** 公募委員の高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、直接、男女平等参画の基礎的な経験はありません。前職は、市町村の職員でございまして、40年ほど市町村に勤めました。後半は病院で勤務いたしまして、100名程度の職員がいたのですが、約8割が女性職員ということで、平等参画の基本はわかりませんが、実務は若干経験しております。その中でいろいろなことがございましたけれども、みんなで楽しく仕事をしようと思ってきました。私は、退職者で高齢でございまして、今さらということもありますけれども、少し男女平等参画を勉強してみたいと思い、応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

**○多田委員** 札幌弁護士会所属の多田絵理子と申します。

札幌弁護士会の中の両性の平等に関する委員会に所属しておりますが、そこでは女性の立場をどうしたらよいかという観点から活動しております。やはり、離婚問題やDV、デートDV問題について取り組みを行っております。また、私の業務の内容としては、離婚問題、特に女性の依頼者からの問題が多くなっております。離婚した後、女性が社会に復帰し、仕事につきたいと言っても、なかなか職が得られず、結婚前は一定のキャリアがあるのですが、結婚で仕事をやめて、離婚して仕事をするとしたら、そのときの年収の約半分以下になってしまう現状があって、生活がなかなかままならないという事例に多く携わっております。そういったことを改善できればということで、困った依頼者の人の意見を反映できればと思っておりますので、今回はよろしくお願いいたします。

**○田中委員** 釧路から参りました田中と申します。

釧路市女性団体連絡協議会で副会長を務めさせていただいております。釧路市女性団体連絡協議会は、社会教育団体として、ふだんから市民の皆様にも男女平等参画推進社会の考え方を理解していただけるように活動しているところです。私自身もこの問題には大変関心があるのですが、このよ

うな審議会に参加するのは初めてで、いろいろ勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○西岡委員** 初めまして、西岡と言います。

札幌市内の小学校7校で勤めさせていただきました。うち、後半の3校は校長として仕事をさせていただきました。この後、どういう話がされるかわかりませんが、男女平等については、学校というところでは、職場として、そして、児童生徒の中でも比較的進んでいるのではないかという気がしますが、また、この審議会でも勉強させていただきたいと思っております。私も退職した身ですから、勉強したことを現役の皆様にお伝えする機会は少ないのですが、退職した校長が集まってつくっております北海道退職校長会という組織がありまして、そこで副会長を務めておりますが、約5,000名の退職した校長が参加しております。ただ、学校がだんだん減ってきておりますので、そういう意味では、退職校長会に入る人も先細りの状況にあります。学校は、どちらかというと閉鎖的なところもありますから、そういうことも含めて、皆さん方から広くご意見をいただきたいと思っております。それを今の学校に還元する機会は少ないかもしれませんが、何とか生かしていきたいですし、勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○広瀬委員** 広瀬玲子と申します。

私は、北海道情報大学で学生に教えております。この男女平等参画審議会は、全く初めてでございまして、経験者に教えるをいろいろと請わなければなりません。私自身が職場で男女平等につながることをやってまいりましたのは、10年くらい前になりますが、ハラスメントの防止委員会を新しく立ち上げるときに、おまえがやれということで、全国の大学のいろいろな規定を取り寄せて、本学の規定をつくり、その後、六、七年はハラスメント防止委員会の委員長を務めました。ですから、男女間の権力の関係の中で起きてくる問題は、随分と見聞きしてきましたが、今回は、もう少し視野を広げて、男女平等参画というところでお役に立ちたいと思っております。

私が北海道を支持しておりますのは、平等参画と決められたことで、これは非常に達見だと思っております。実は、政府の法律も共同参画で落ちつきました。しかし、私は本来的には平等をうたわなければならないと思って議論を聞いておりましたので、そのとき、北海道は偉いと思った記憶がございます。

これから2年間、皆様のお力をかりることも多いと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

**○山崎委員** 皆さん、こんにちは。

私は、NPO法人女のスペース・おんの代表理事をしております山崎菊乃と申します。

私どもの業務は、DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援、また、若年層に対するデートDVなどの啓発を行っております。北海道内のありとあらゆる高校に行き、もう7,000名近い高校生にデートDVの話をしていただいております。今年度は、DV防止法で決められた、各都道府県がつくらなければいけない基本計画の改定の年です。私としては、現場からの声を届けた実効性のある基本計画を皆様と一緒にすることができればいいと思っております。北海道の基本計画は全国的にも高い評価を得ていますし、北海道が全国のDV施策を牽引しているという評価もありまして、質の高い基本計画を皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○山田委員** 皆さん、こんにちは。私は、連合北海道の女性委員会の委員長をさせていただいております山田悦子と申します。前期に引き続き、今期もこの審議会のメンバーとして参加することになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

連合北海道というのは上部団体でありまして、私のももとの組織はアークスグループ労働組合連合ラルズ労働組合で、その書記長をさせていただいております。アークスグループ労働組合連合の話になってしまうのですが、私どもの組合の組織で特徴的なのは、女性の労働者が非常に多いことで、約70%が女性で、そのうち80%が非正規社員の方を多く雇用しております。今、課題として挙げているのは女性の管理職の登用でして、残念ながら、目に見えるほどの管理職がまだいない現状があります。ただ、女性を増やしたいから誰でもいいから任命すればいいというものではないと考えておまして、教育をしながら、将来的に課長や部長という職につける女性を育てている状況でございます。また、非正規についてですが、北海道は、女性が雇用されることは増えてきましたけれども、正規社員での雇用がなかなか進んでいない状況にありますので、会社といたしま

しても、非正規のパートタイマーと呼ばれている方の中から、毎年、数名ずつ、正社員の登用を進めていこうと考えているところでございます。

また、連合北海道といたしましては、毎年、女性を対象にセミナーや勉強会等々を開いております。前段の局長のお話でもありましたが、法律や制度があっても、それをわかっている人が少ないところがありますので、我々の組織の中でもっと広めていかなければならないと考えております。ここで勉強したことを多くの方に説明できるようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山中委員 皆さん、こんにちは。

リンケージサービスの山中と申します。お世話になります。私も、前回に引き続き委員をやらせていただくことになりました。

私どもリンケージサービスは、コールセンターの運営を主管業務としておりまして、今、山田委員がおっしゃったことと同じように、私どものところも女性労働者が非常に多い職場で、全従業員のうち65%から70%ぐらいが女性、残りが男性となっています。我々は、管理職の登用は大分進んでまいりまして、全課長職のうち4割ないし5割ぐらいが女性の課長です。しかし、残念ながら、課長をやっている女性が結婚できず、子どもを産めていないので、仕事に偏重した生活をさせてしまっているのではないかとこのところが課題かなと思っております。そのあたりを勉強して改善していければと考えておりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

○山根委員 南幌町から来ました山根正子と申します。

私は、公立の小学校の教員を40年間やり、リタイアして10年になります。現職にありましたときは、労働組合に所属しておりまして、女子教育問題について研修会などで学習を深めてまいりました。やはり、男女平等のためには女性の側の意識の変革が大事だということで取り組んでまいりましたが、こちらもなかなか進んでおらず、まだまだ道半ばであります。退職した後は、退職者の組織である北退協で役員をしておりますが、その組織の中でも平等な参画になっておらず、男性中心に組織になっておりまして、参加しながら意見を上げてきておりますが、男性中心の社会からなかなか抜け切れておりません。

また、道の退職者連合にも所属しておりますが、女性幹事は4名ほどおりまして、5分の1ぐらいの割合になります。こちらでは、いろいろな会議に参加するときに、女性も平等な参画ができるようにということで、苦しいながらも意見反映させつつ今日まで来ております。女性の側から物を言うのは大変でして、なれていないという状況の中で育ってこなかったもので、そういう部分が学校に課せられておりますし、卒業した私たちがこの社会をつくるために頑張っていかなければならないことだと思っております。

先ほどお話がありましたように、共同参画から平等参画へということで、共同なら何人であってもいい、しかし、平等なら半々ですから、そういうことはとてもすごいことだと思っております、北海道の企画にとっても感動しておりました。

私ができることは限りがありますし、10年たって70歳になりましたので先はそんなに長くありませんが、皆さんと一緒に勉強して、少しでも男女平等が前に進むように頑張りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） ありがとうございます。

皆さんから自己紹介をいただきました。

## 2. 議 事

○事務局（木元男女平等参画担当課長） それでは、これから議事に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、議題（1）の会長及び副会長の選出についてでございます。

北海道男女平等参画推進条例第27条において、審議会に会長及び副会長を置く、また、会長及び副会長は委員が互選するという規定になってございます。そこで、選出の方法でございますけれども、委員の皆様から会長及び副会長を推薦していただき、選出したいと思っております。その方法について、何かご意見がございましたらお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山田委員 もしよろしければ、事務局から何か提案がございませんでしょうか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 今、山田委員から、事務局に案があればということでご

ございますけれども、そのように進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(木元男女平等参画担当課長) それでは、事務局から案がございましたらよろしく願いたいと思います。

○事務局(佐藤主幹) それでは、事務局から案を提案させていただきます。

事務局といたしましては、会長には広瀬玲子委員、副会長には崎広美智雄委員にお願いしたいと考えておりますので、ご検討のほどをよろしくお願いいたします。

○事務局(木元男女平等参画担当課長) ただいま、事務局から、会長を広瀬委員、副会長を崎広委員にという提案がございましたけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(木元男女平等参画担当課長) それでは、会長は広瀬委員、副会長は崎広委員に決したいと思います。

広瀬会長、崎広副会長、会長席、副会長席に移動をお願いしたいと思います。

[会長、副会長は所定の席に着く]

○事務局(木元男女平等参画担当課長) それでは、会長、副会長から、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○広瀬会長 改めまして、広瀬でございます。

私は、1995年に北京で開かれた世界女性会議に参加いたしました。男女平等を目指す国際会議に出るのは全くの初めてだったのですが、あの時の会議の熱気はすさまじいものでした。世界各国の女性たちが集まりまして、一番焦点になったのは、女性に対するあらゆる暴力をなくそうという話でございました。

実は、それから随分と年月がたっておりまして、数えてみるともう17年が経っております。その間に、1999年に日本で男女共同社会参画法ができて、そのときから13年目を迎えております。しかし、日本の中の男女平等はどうかと見てみますと、実は、ダボス会議という世界経済フォーラムで毎年報告書を出していて、男女格差報告がいつも秋ぐらいに出るのですが、2012年の最新のデータを見ますと、135カ国を対象に調査した結果、日本は135カ国中101位なのです。先進国の中ではもちろん最低です。近い国では韓国が日本よりちょっと下にいまして、男女平等が実質化されていない国だというふうに世界からも見られております。

これは日本全体の水準ですが、私たちは、地域をもう少し絞って、北海道では一体どうなのだろうかを考えていかなければならないわけです。地域によってはでこぼこがありますが、先ほど山崎委員もおっしゃいましたように、北海道はDV対策などでは全国の前陣を切っていると言われておりますし、北海道の女性は非常にたくましい方が多いと思っております、そのパワーで男女平等参画をこれからぐんと進めなければいけないなと思っております。

皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○崎広副会長 崎広です。

私から所信を述べさせていただきます。

先日、NHKのクローズアップ現代をという番組を見ていましたら、フェイスブックのCOOのシェリル・サンドバーグさんが出ていらっしゃいました。30分の番組でして最後まで見てしまったのですが、何でかという、きれいな人だと思っただけで、その程度なので余り期待しないでいただきたいと思っておりますけれども、サンドバーグさんの件に関して、二つだけ述べさせていただきます。

今、彼女の著作「LEAN IN」が話題になっております。この本は、高学歴で高収入で学力のある恵まれた女性の立場で書かれているのではないかと批判もあるのですが、私はそういう見方ではなく、企業経営者における女性の進出という側面の話である、そこにあってどう見るべきものなのかという提言である、そういう物の見方をすればいいのではないかと考えております。

一方、この審議会は、先ほど来、DVの関係や経営、教育など、中を見ていくと男女平等参画というのは非常にエリアが広いのです。取り扱うフィールドが非常に広いものですから、問題点が特定の分野に偏ることなく、かといって、余り総花的になる必要もないのではないかと考えておまして、その辺のポイントを見て提言していく目線が大事になってくるのかという思いをしております。

最後に、もう1点です。

私がなぜ見たかという、ただきれいなだけではなくて、フェイスブックのCOO、最高執行責任者という言葉に引っかかったからです。そこから感じることは、この手の問題は、どなたが発信しているかによって発信力の差が非常に大きいと感じました。同じことでも、私が言うのと彼女が言うのでは世間に対するアピール力が大分違うのかと思っております。この審議会も、そういった目線で考えていったとき、どなたに言ってもらえるかなど、発信力を高めていくことがポイントになるのではないかという思いで、今後、審議会の運営に当たりたいと思いますので、ご協力のほどをよろしく願いいたします。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、広瀬会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○広瀬会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

議題（1）は今終わりましたので、（2）の説明事項に入ります。

まず、①の北海道男女平等参画審議会の公開について、②の北海道男女平等参画審議会の所掌事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤主幹） それでは、説明事項①の本審議会の公開について、及び、②の本審議会の所掌事項について、一括でご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

まず、本審議会の公開についてでございますが、お手元の資料2をごらんください。

道におきましては、審議経過の透明性を確保する観点から、北海道情報公開条例に基づきまして審議会等の会議及び資料につきましては、原則、全て公開することとされております。このため、本審議会におきましても、資料2にございますとおり、公開することとしているところでございます。

また、審議会の資料及び議事録につきましても、審議会終了後、事務局において発言記録等を作成し、委員の皆様にご確認の上、道のホームページで公開することとしております。

続きまして、資料3の傍聴要領をごらんください。

できるだけ多くの方々にこの審議会を傍聴いただきまして、審議経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るため、傍聴の受付や守るべき事項、会議の秩序の維持等について定めております。

次に、本審議会の所掌事項についてでございますが、資料4として、ピンクの冊子でございますが、第2次北海道男女平等参画基本計画の113ページをお開きください。

このページ以降に北海道男女平等参画推進条例を記載してございますが、これに沿って説明させていただきます。

まず、116ページをごらんください。

下から9行目に、第4章としまして、北海道男女平等参画審議会とございますが、第24条におきまして、この審議会の所掌事項を定めてございます。

まず、第1項第1号では、「知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。」としております。具体的には、北海道男女平等参画基本計画に関し、道におきまして毎年度の重点事項を決定するに当たりまして、この規定により、本審議会から各種施策について総合的な観点でご意見をいただいております。また、先ほど局長の挨拶にもございましたが、北海道配偶者暴力防止等に関する基本計画の改定などに関し、知事から意見を求めるとして諮問があった場合には、これに応じ、審議会としての意見を答申する場合がございます。

次に、第2号としまして、「前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務」とございます。これにつきましては、115ページをごらんいただきたいと思っております。

ページの中ほどになりますが、第8条第4項におきまして、「知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、北海道男女平等参画基本計画の第1次の策定時、あるいは、平成19年度の改定時にそれぞれ審議会に諮問し、ご答申をいただいているところでございます。

以上が条例に定められた審議会の権限となっております。

何度も恐縮でございますが、116ページにお戻りください。

第24条第2項におきまして、「審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。」と規定しております。これによりまして、審議会では、必要な場合には、知事に対して意見を申し立てる建議ができることとなっております。これにつきましては、これまで、第1回の審議会におきまして、男女平等参画の状況に関する指標の設定について建議をいただいた経緯がございます。

次に、117ページの第25条の組織から第31条の会長への委任までにおきましては、詳しい説明を省略させていただきますけれども、審議会の組織、委員構成や男女の割合、委員の任命に係る事項など、それぞれ本審議会の運営に必要な事項について記載のとおり規定しているところがございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が条例に基づきました審議会の所掌事項となっております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまこの審議会の趣旨やミッションについて詳しく説明していただきましたけれども、内容についてご質問が何かあればお願いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ次の議題に進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 続きまして、説明事項③の男女平等参画に係る道の取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局(浅野主任)** 私から、説明事項③の男女平等参画に係る道の取り組みにつきまして説明させていただきます。

使う資料は、資料4の男女平等基本計画の冊子と資料5になります。

座って説明させていただきます。

まず、資料5、A3判の縦長の表、男女平等参画行政関係年表となっておりますが、これをごらんいただきたいと思います。

この年表につきましては、国際的な動き、国の動き、北海道の動きを平成11年から左側から順に年次別に記載しております。今までの男女平等参画に関する動きにつきましては、まず、世界の動きがあり、その影響を受けて国の取り組みが進み、それに合わせながら北海道の取り組みを進めてきている状況でございます。

それでは、平成11年以降の主な動きについてご説明させていただきます。

まず、国の動きについてです。平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、翌年の平成12年に男女共同参画基本計画が策定されています。その後、平成17年に第2次基本計画が策定され、平成22年には第3次基本計画が策定されております。国の第3次基本計画ですが、長期的な政策の方向性は平成32年まで、具体的な施策につきましては平成27年度まで示されております。

続きまして、北海道の動きです。平成11年の国の男女共同参画基本法の施行を受けまして、北海道では、平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例を制定しております。翌年の平成14年には、北海道男女平等参画基本計画を策定いたしまして、さらに、平成20年3月に第2次基本計画を策定しております。今、第2次基本計画に取り組んでいるところがございますので、この計画期間は平成29年度までとなっております。

この年表には記載はございませんけれども、平成23年に国の第3次基本計画と男女平等参画に関連いたします道の他部の計画の改定を踏まえまして、道の男性の育児休業取得率や子宮がん検診、乳がん検診の受診率などの目標値の追加、更新をしております。

一方、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、いわゆるDVに関する施策の流れについて申し上げます。

まず、国の動きとして、平成13年に配偶者暴力防止法が施行され、平成16年には配偶者暴力防止法に基づく基本方針が示されております。これに基づきまして、北海道におきましても、平成18年に配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定いたしまして、平成21年度に第2次基本計画を策定しているところがございます。こちらの計画期間は、平成25年度、今年度いっぱいまでとなっております。

このほかの道の主な取り組みにつきましては、条例に沿って説明させていただきますので、資料4のピンクの冊子をごらんください。

115ページになります。

まず、第9条ですが、「道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。」とあります。これは、道が設置する付属機関、いわゆる審議会等における男女平等参画の推進に関する規定でございます。第2次北海道男女平等基本計画では、平成29年度末までに女性委員の登用率を40%とすることを目標としております。また、他部の審議会委員の委嘱に当たりましては、委員候補者につきまして、男女平等参画担当課長へ事前に協議することを義務づけておりまして、女性委員の積極的な登用について全庁的な働きかけを行っているところでございます。平成25年4月1日現在の北海道における審議会の女性委員の登用率は35%です。計画の目標は40%まであと5%なので、引き続き女性委員の登用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、第14条第2項をごらんください。「道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。」とあります。ここでは、道が設置する道立女性プラザのことを規定しております。この建物の6階にございますが、施設の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりまして、現在、公益財団法人北海道女性協会に施設の管理を委託してございます。

続きまして、116ページの第15条をごらんください。「道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。」とあります。これは、道の推進体制の整備についての規定でございますが、道は、知事を本部長とし、副知事、教育長、警察本部長を副本部長といたします北海道男女平等参画推進本部を設置してございます。構成は、各部の部長を本部員、各部局の企画担当課長を幹事に指定しておりまして、幅広い分野にわたる施策の推進体制によって施策の効果的な展開を図っている形をとってございます。

次に、第18条は、道民からの申し出について規定しております。「道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。」とあります。これにつきましては、私ども男女平等参画グループと14の総合振興局、振興局に道民からの申し出を受け付ける窓口を設置しておりまして、道民の方々からの問い合わせや相談、苦情、要望、意見などについて対応しております。

続きまして、第3章では、北海道男女平等参画苦情処理委員制度について定めております。平成13年10月からこの制度を設置しておりまして、現在は、弁護士1名、人権擁護委員1名、合わせて2名に委員を委嘱してございます。第18条の道民からの申し出及び第20条の苦情の申し出に係る昨年度の件数などの状況につきましては、後ほど報告事項のところでご説明させていただきます。

以上、男女平等参画に係る道の取り組みについてご説明させていただきました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今ざっと説明していただきましたけれども、審議会の女性委員の目標40%に対して、現在は35%まで来ているという現状の報告もあったかと思えます。

この審議会にはさまざまな分野から来ていらっしゃると思いますので、それぞれの分野での状況などでもし発言なされたいことがありましたら少し意見を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**鈴木委員** 質問ですが、女性委員が余り多く登用されていない審議会の分野はあるのでしょうか。進んでいないところです。

○**事務局（山中主任）** 今年度の調査の結果では、分野は特に分かれていないのですが、防災会議など、国の法律で職務が指定されている審議会等では女性委員の登用が進みにくい状況にあると思えます。公募委員や学識経験のある者という条項が定められていれば、積極的に女性委員を登用するよう各部でもかなり頑張っているようですが、行政機関の長などこの役職の方というように法律上で職務が指定されていると、その分野に携わる女性がなかなか少ないという部分で苦慮している面が多いと見受けられました。

○**齊藤委員** 先ほど佐藤主幹がお話しされたところに戻りますが、116ページの第24条2項です。この審議会そのものが必要と認める事項を知事に建議することができるとうたわれていますが、これまで、この審議会では、毎回、問題を提起し、知事に建議しているのですね。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 毎回といいますと、例えば、本日という意味ですか。

○**齊藤委員** 今期で何回目になるのでしょうか。できてから2年ずつですが、今期で何回目になる

のでしょうか。

**○事務局（木元男女平等参画担当課長）** 今は7期目ですが、必ず建議しているものではございません。必要があるときということですから、男女平等について社会的な大きな問題が出てきたときなど、そういう機会だと思っております。

**○齊藤委員** この審議会そのものの持つ存在意義というのは、いかにして、体制を少しずつ変えながら、ここで言う知事に申し立て、実現化させていくかというところにあるのかなと思いました。ですから、この審議会の第1回目の中で、今後の審議会の開催予定など、こういう方向に沿って進めていきたいと思いますということが議論されるのかと思いましたが、1回目は説明だけということが出ておりますので、この審議会の方向性みたいなものを知りたいというのが正直なところでございます。

**○事務局（木元男女平等参画担当課長）** 今、齊藤委員からお話があったとおり、今回は第1回目でございますので、事務局から説明しておりますように、道の男女平等参画の施策の取り組み状況や歴史的なこと等について、とりあえず委員の皆様にご説明を差し上げております。その上で、今回、事務局で考えております今年度の審議会の議題と申しますか、ご審議いただく予定の内容等についても一番最後に発表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○足立委員** 先ほど、国の動き、北海道の動きについてご説明をいただきました。国の動きとしましては、一番最初のスタート時点が男女共同参画社会基本法ですね。それによって、各地方の行政がそれぞれ条例を設けて男女共同参画に関する行政を進めていくという形になったということは皆さんもご存じのとおりだと思います。

先ほども何人かの方からもお話が出ておりましたが、北海道は条例の名称が男女平等参画となさっておりますね。共同参画の問題をさまざまなお話をするときに、共同という言葉に対して多少の異論が出るのですね。その中で、平等という言葉はわかりやすいと感じるのですが、国の法律である男女共同参画に対して、北海道が当初の段階から男女平等参画条例ということで施行された事情につきまして、何かしら特段の形があったのかどうか、その辺をご説明いただきたいと思っております。

**○事務局（佐藤主幹）** 平成13年でございますが、この条例を制定するに当たりまして、そういった議論が種々ございました。広く道民の意見を聞き、また、議会等でもご審議いただいてこの条例を制定しておりますが、その中で、名称について、国の法律が共同参画であるのに対して北海道が平等でございますので、そういったことに対する疑問も数多く出されたところでございます。

そこで、基本計画の1ページをお開きください。

下の点線で囲んだ部分に説明がございますが、男女平等参画社会について説明しているところでございます。条例の制定につきましては上に書いてあるとおりでございますが、ここでは、男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることによりまして、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいうとございます。ですから、男女共同参画基本法で規定する男女共同参画社会につきましては、男女平等を当然の前提としているということでございます。そういった意味では、男女が平等でない状態で、単に女性が参加するだけだというような誤解を招かないように、道では条例の名称に平等を明示しているところでございます。一般の道民からの意見としましても、共同ではそれがなかなかわかりにくいということで、そういった趣旨をしっかりと条例の名前に入れるべきだという意見等を踏まえまして平等という名前をつけてございます。

ですから、基本的には、前提として平等がありますので、意味としては国の共同参画と同じでございます。

**○高田委員** このピンクの説明資料の74ページです。

北海道の公務員の管理職の登用率について、平成18年度現在のものが載っているかと思っております。北海道議会議員に占める女性の割合がずっと載っていて、女性公務員の管理職の登用率があり、北海道は1%、市町村は8.9%という数字が載っているのですが、これはそういうふうに理解してよろしいのですね。

そこで、これは、今どれくらいになっているのか、そして、北海道が極端に低いとすれば、その原因はどこにあるのか。特に、北海道は知事が女性ですので、女性の登用がもっとあってもいいの

ではないかと思うので、わかれば教えていただきたいと思います。

○事務局（浅野主任） 一番新しいものは平成24年4月1日現在の数値となっております、道の女性公務員の管理職の登用率は3.0%です。都道府県の全国平均が6.5%でして、都道府県の中では45番目という順位になってございます。また、市町村の女性公務員の管理職の登用状況については、北海道は10.6%、都道府県平均は11.0%ですから、市町村はほぼ同程度という状況でございます。

○広瀬会長 その原因をどのように分析するかというご質問もありますけれども、その点の見解はまだ出ていないということでしょうか。

○事務局（浜田くらし安全局長） 公務員の管理職の女性登用が進まない原因の一つとして、北海道について申し上げますと、一つの大きな理由として、広域な勤務箇所があるために転勤を伴う異動があります。ですから、育児、出産などを行っている時期など、女性のライフステージに合わせて、職員によっては、子育てを優先して管理職の登用や係長への昇任時期を職員の意思も含めて例えば少し後におくらせている実態があると思います。先ほどもお話がありましたが、高橋知事になられてから女性登用には力を入れております。ただ、私が今言ったような広域的な勤務箇所があるのが結構大きな要因ではないかと考えております。市町村ではどんどん進んでいて、数値にもあらわれております。また、他県に聞きましても、いろいろな事務所に転勤になりますけれども、自宅から通えるというお話も聞いておりますので、そういった理由があるのではないかと思います。

いずれにしても、低迷していると言われて久しいので、人事当局でも人事のたびに女性登用を積極的に進めようという方針で進めております。ただ、もう少し時間がかかるのではないかと思います。

○広瀬会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○広瀬会長 もしございませんようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

それでは、議題（3）といたしまして、報告事項①の平成24年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について、事務局から報告していただきます。

○事務局（佐藤主幹） 報告事項①の道の推進条例第18条及び第20条に基づく申出につきましてご報告させていただきます。

まず、資料6をごらんください。

知事への申出と男女平等参画苦情処理委員制度について<比較>というものです。

先ほど浅野からも説明がありましたが、第18条の知事への申出と第20条の苦情処理委員への申出の違いにつきまして、わかりづらい面がございますので、少し詳しく説明させていただいた上でご報告を申し上げたいと思います。

資料は、第18条と第20条の申出につきまして、条文、申出の対象事項、申出の方法、処理方法を区分して整理、比較しております。

一番上の条文の欄にそれぞれの条文の第1項を記載しておりますが、第18条では道民等が知事に申し出ることができること、第20条では道民等が苦情処理委員に申出をできることが規定されております。

次の欄に申し出ることができる対象事項を記載しております。中ほどの男女平等を阻害すると認められるものにつきましては、どちらにも申出ができることとなっております。具体例としましては、性別を理由とした差別的な取り扱いやセクハラ、DVなど、男女の人権の尊重にかかわるあらゆる暴力的行為など、男女平等参画の推進を妨げる要因となるようなものでございます。

なお、苦情処理委員に対する申出につきましては、知事に対する申出とは独立したものでございまして、第三者機関として、道民や事業者などから直接申出を受けるものとされております。

このほか、第18条の知事への申出では、男女平等参画に係る道の施策への要望や法、制度の改正要望、女性の登用に関する意見なども対象としております。一方、第20条の苦情処理委員への申出につきましては、①の男女平等参画に係る道の施策に対する苦情も対象としているところでございます。

次の欄の申出の方法についてでございます。知事への申出では、方法のいかんを問わず、匿名や電話でも差し支えないとしておりますが、苦情処理委員への申出では、書面により氏名や申出の理

由などを明らかにした上で申出を受けることとしております。こういった申出に対する処理の方法につきましては、知事に申出があったものについては、みずから処置を講ずるもののほか、例えば、専門の相談機関や調停制度の窓口といった適切な対応機関を紹介するなど、関係機関と連携して措置を講ずることとしております。それに対しまして、苦情処理委員制度につきましては、そういった対応機関の紹介等を行うだけでなく、男女平等参画に専門的な知識を有する委員が、申出に対しまして、直接、適切な助言を行うことができるほか、道の施策に対する苦情に関しましては、道の関係機関に対し、苦情処理委員会から意見を述べることでできるとされておりまして、これにより、道の機関の自主的な改善を図っていくものとしております。

なお、裏面の2ページには、それぞれの申出に関してこれまでの処理案件から比較的わかりやすい事例を紹介しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、資料7をごらんください。

第18条に基づきます平成24年度における道民などからの知事への申出の受け付け状況についてご報告いたします。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、北海道環境生活部道民生活課及び全道の14振興局の環境生活課におきまして受け付けた件数でございます。総数は748件となっております。前年度に比べて42件減少しておりますが、これまでの結果と比較しますと、700件を超えておりまして、まだまだ多い状況でございます。

資料の裏面をごらんください。

1の申出内容別受付件数につきましては、Aの男女平等参画を阻害すると認められるものが657件ございまして、全体の88%となっております。さらに、2の項目別件数、申出内容コード別受付件数でございますが、3の家庭の欄の34番の夫・パートナーからの暴力の申出件数が577件で最も多く、昨年の609件に比べて30件ほど減少しておりますけれども、全体の約77%を占めておりまして、依然として高い割合にございます。

この背景を簡単に説明しますと、道民等からの申出の受け付けを開始しましたのが平成13年度ございまして、窓口である環境生活部道民生活課及び振興局のそれぞれの部署につきましては、平成14年度から配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能もあわせて持っております。積極的にDV相談に対応してきたことなどによりまして、必然的に夫・パートナーからの暴力の申出件数が増えているところでございます。

なお、受理した申出につきましては、関係機関と連携しながら、より適切な相談機関を紹介するなどの対応を行っているところでございます。

続きまして、資料8をごらんください。

北海道男女平等参画苦情処理委員活動報告書として取りまとめたものでございます。

ページをめくっていただきますと、目次がございまして、その右側の1ページには、平成24年度における苦情処理委員の名簿を記載しております。高橋剛弁護士には、平成25年9月まで、現在4期目を務めていただいております。浅松千寿弁護士には、平成23年から第2期目を務めていただいております。

次のページをお開きください。

平成24年度における活動状況報告でございます。

先ほどの説明と重なりますけれども、平成13年3月に制定しました男女平等参画推進条例の第19条によりまして苦情処理委員の設置、第20条で苦情の申出について定めておりまして、平成13年10月から2名の苦情処理委員を置いて処理をお願いしているところでございます。

3段目に記載のとおり、本報告書は、平成24年4月から平成25年3月までの間における苦情処理委員の活動状況に関する報告ということで北海道知事に報告があったものでありますけれども、平成24年度の間では苦情処理委員への申出はございませんでした。ただし、申出はありませんでしたが、苦情処理委員のお二方には、道で受け付けた苦情の申出の内容等につきまして、毎月、見ていただきまして、助言をいただいているところでございます。

下から4行目以降であります。一方、第18条による知事への申出件数は、先ほどの説明のとおり、平成24年度は748件と高い数字で推移しておりますので、苦情処理委員制度の利用については潜在的な需要があると考えております。申出の中には、この制度によりまして専門的な見地から助言をいただいたほうがよい例も見受けられますことから、事例に応じて本制度の紹介を行っ

ているところでございます。

3 ページの 2 段目でございますが、苦情処理委員への申出につきましては、平成 19 年 7 月からインターネット上でも行えるようになっております。知事への申出が電話などでもできるのに対しまして、苦情処理委員への申出につきましては、氏名や住所を記載した文書によるということで、申出にためらいを感じている人もいるのではないかと考えております。個人情報について十分に注意していることを含めまして、今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されますように周知に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、次の 4 ページ以降には、平成 13 年度以降の申出に係る状況や運営要領等、この制度に関する資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

**○広瀬会長** どうもありがとうございました。

ただいま資料によってご説明していただきましたが、今の説明について何かご質問等がございましたら出していただきたいと思っております。

**○山崎委員** 申出の受け付け窓口についてです。

先ほどの佐藤主幹のご説明ですと、資料 7 の裏面の 34 番の夫・パートナーからの暴力が断トツに多いというのは、平成 14 年から設置されている配偶者暴力相談センターの設置があったからというご説明でした。相談も申出とカウントして数値に出しているのだと思うのですが、そのほかの申出については、それぞれの部署の申出先、窓口というのはどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

**○事務局（佐藤主幹）** それぞれの申出先というのはセンターの話でしょうか。

**○山崎委員** センターだけではなく、申出全般についてです。例えば、パートナーからの暴力だったら配偶者暴力相談センターになるのだと思うのですが、そうではない申出について、申出のカウントの仕方なのです。

**○事務局（佐藤主幹）** これは、私ども道民生活課と、各振興局に環境生活課がありまして、ここが配偶者暴力相談支援センターを兼ねておりますが、そこには配偶者からの暴力のほかにもここに書かれているようなさまざまな相談が寄せられてきます。そのように道民生活課と各振興局で受けているものの全ての件数でございます。

**○崎広副会長** 苦情処理の受け付けについて聞きたいのですが、例えば、男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出というのは、具体的にどういったことが念頭にあるのですか。というのは、多分、職場の問題として捉えたときに、先ほどのように配置転換を求められたとか、こういう異動などでは、その方はこちらの苦情処理のツールを使わないと思うのです。職場で望まないような配置転換を求められたと、先ほど局長からお話があったようなケースの場合、現実的には、平等参画の苦情処理を使わず、労働委員会の調停委員など個別的な労働相談の窓口に行くのではないかと考えています。

そうすると、やろうとしていることは何なのかということなのです。ここでも受け付けているのですよというぐらいの意味合いなのか。この手の問題は個別的な労使紛争になっているはずですから、その辺の整理にどういうふうになっているのでしょうか。

**○事務局（木元男女平等参画担当課長）** 今の例でいいますと、一つの窓口があるということで位置づけていいのだと思います。専門的な男女平等参画の問題というのは、今言われたことや男女の賃金格差などもありまして、それも全て男女平等参画の阻害要因になります。しかし、極端に言うと、それについては、環境生活部ではなくて、専門的には経済部でやっています。そういうことで、あちこちに窓口があって、そこに申出をしていただいて結構だという趣旨でございます。また、実際に見ていただくと、前年度の報告でもほとんどありませんが、多分、崎広副会長が言われたように専門的な相談窓口にいらっしゃっているのだと私どもでも考えてございます。

**○崎広副会長** これを見ると、申出事項として、行政や仕事、本人の問題が数字に全然出ていないので、これがないのかというと、決してそうではないのです。たまたま DV の問題についてカウントする場所があるから出てくるので、この資料を見るときにはその辺を割り引いて見ないといけないと思います。もしできれば、例えば労働局の労働紛争でこういったものが何件あるなどというものを合わせると、阻害する要件の数字的な意味合いでの客観性が把握できるかと思っております。これだけを見ると間違えてしまうということが懸念されるので、よろしく願いいたします。

**○事務局（木元男女平等参画担当課長）** ありがとうございます。

今、崎広副会長からは、全道でこういう問題があり、道の窓口で受けたのは何件ですという表示のほうが誤解を受けないということですね。

○崎広副会長 資料7の申出の受け付け件数だけを見て判断すると、条例に基づく道民からの申出はこうなっているから、この数字だけで判断するとDV対策をやるか短絡的になってしまう危険性があるのです。しかし、そうではなくて、仕事や労働条件の問題などがありますから、そういったものをきちんと評価して検討しないと議論が違う方向に行ってしまうので、やはりきちんと把握すべきだと思います。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 今後、この表の表現方法を検討したいと思います。

○広瀬会長 確かに、今の崎広副会長の指摘は重要でして、全体の中でどう見るかということについて、いいご意見を出してくださったと思いますので、その点のご配慮をよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○足立委員 苦情処理委員への申出内容につきまして、先ほどどのような形で申出をするかについてのご説明を伺いましたが、こういう一つのシステムが本当に道民にうまく広報されているのかどうかという点に関して非常に疑問を感じるわけです。現実にはどういう形で広報体制をとっているのか。あるいは、リーフレット等がありましたら、そういうものもお示しいただきたいと思います。

そして、資料の中にあるのかどうかまだ見ておりませんが、こうした制度に対する認知度は道民の中でどの程度あるのか、こういう資料はあるのでしょうか。その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） まず、苦情処理委員制度の周知の関係です。

今、足立委員がおっしゃったように、リーフレットを公共施設等々に置いてPRしております。また、道が持っております広報媒体によって制度を周知しております。そして、今言われた認知度のお話でございますが、大変申し訳ございませんけれども、認知度につきましては把握しておりません。

○足立委員 そのあたりは、やはりお調べになる必要があるのではないかという気がします。件数だけを見ていますと、言い方がきついかもしれませんが、余り役に立っていないのではないかという感じがちょっとするのです。それから、リーフレット等をご用意なさっているということであれば、そういうものを資料としてこちらにお示しいただけないかと思います。申し訳ないのですが、正直に申し上げて私はそういうリーフレット等を見た覚えがありません。こういう内容のものがあるという話は一度聞いたことがありますけれども、実際にリーフレット等を見たことがないのです。ですから、今回はをご用意なさっていないかと思っておりますけれども、次回にでも資料としてお渡しいただければと思います。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） ありがとうございます。

それでは、次回にご用意して皆様にお配りしたいと思います。

○齊藤委員 資料7の裏のページの件数のカウントの仕方です。

以前、私は、労働局の雇用均等室、それから財団法人21世紀職業財団で相談業務を行っていた経験がありますが、相談の中には、主たる相談の内容のほか、本人に絡むいろいろな問題が出てくるのです。34番のDVにかかわる相談であれば30番の夫婦関係の問題とか40番の健康の問題など、いろいろなところがかかわってくるかと思うのです。そういった相談内容については、一つだけでカウントされているのか、いろいろな分野にわたってカウントされているのか、これではそこが見えないのですが、どうなのでしょう。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） 相談内容につきましては、今おっしゃったように、いろいろなものが入ってございますけれども、ここでカウントしているのは主たる相談内容ということです。

○田中委員 単純な質問で申し訳ないのですが、苦情処理委員に対する申し出は、なぜ匿名ではいけないのでしょうか。

○事務局（木元男女平等参画担当課長） これは、あくまでも道が行っている男女平等参画の施策等に対する苦情でして、一方通行ではなく、いただいた苦情に対してご本人に回答を差し上げるのがメインとなります。その場合は、先ほどの名簿に出ておりますようにお2人の先生にお願いして

おりますから、その方が道のいろいろなところに調査をかけ、その結果に基づいてこうですとご本人にお返しするために、匿名ではなく、住所、氏名をお願いしているということでございます。

○山中委員 資料7の裏面です。

これ自体は、男性からの問い合わせも女性のからの問い合わせも両方が含まれているという認識で間違いはないですね。34番の夫・パートナーからの暴力ですが、暴力を振るうのは男性が前提になっていますけれども、女性も暴力を振るいますから、夫・妻・パートナーからの暴力が正しい表現ではないかと思えますので、改善をお願いいたします。

○事務局(木元男女平等参画担当課長) そのとおりでございます。

○広瀬会長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 もしないようでしたら、議事を進めさせていただきます。

続いて、報告事項②の平成24年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局(二瓶主査) 平成24年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について、私から報告させていただきます。

座って報告させていただきます。

資料9をごらんください。

まず最初に、相談ということで、配偶者暴力被害の相談件数を載せてございます。道内における配偶者暴力相談支援センターへの相談件数を取りまとめたものが図1となっております。

道内には、配偶者暴力相談支援センターは、平成24年度については19カ所ございます。道が女性相談援助センター、当課と、各総合振興局、振興局の14カ所の16カ所、札幌市が2カ所、旭川が1カ所となっております。

なお、本年7月1日に函館市に配偶者暴力相談支援センターが設置されまして、現在は20カ所となっております。

平成24年度につきましては3,586件、前年度の平成23年度は3,435件でして、15.1件、4.4%増加しており、この5年間を見ましても、年々、増加傾向で推移しているところです。

次に、図2の北海道の警察における対応状況を載せてございます。

平成24年の件数は1,233件ということで、23年の866件と比べますと、367件、42.4%と大幅に増加しております。

次に、2ページをごらんください。

こちらに民間シェルターの相談件数を載せておりまして、道内の民間シェルター8カ所の合計となっております。平成24年度は6,831件となっております。23年度の件数の5,749件から1,082件、18.8%増加しております。その下の図4は、法務局の相談件数となります。平成24年は253件で、23年の213件と比べて18.8%の増加となっております。

なお、法務局の相談につきましては、年度ではなく、暦年の件数となっております。

図5は、婦人相談員設置市における相談件数です。平成24年度は860件で、23年度の900件よりは減少しております。この5年間を見ましても、若干の増減で推移しているところです。

なお、婦人相談員設置市は、道内では札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、苫小牧市、千歳市の12市となっております。

次に、3ページをお開きください。

図6につきましては、これまで説明いたしました配偶者暴力相談支援センターから婦人相談員設置市における相談件数を合計したものとなっております。平成24年度につきましては1万2,763件、23年度が1万1,172件で、各相談機関ごとに見ますと前年より減少しているところもございますが、相談機関全体としては14.2%増加しております。平成19年に配偶者暴力防止法が改正されたこともありまして、配偶者からの暴力の認識がさらに高まったことなどから近年は増加傾向にございます。

次に、3ページの2の一時保護をごらんください。

平成24年度の一時保護の人数は297人で、内訳としましては、道立女性相談援助センターが121人、道内8カ所の民間シェルターと3カ所の母子生活支援施設への委託により一時保護した

人数が176人となっています。23年度の311人と比べると若干減少しております。図7で5年間の推移をごらんいただきますと、ここ5年間は300人前後で推移しているところです。

次に、4ページをお開きください。

3の保護命令ということで、こちらには保護命令の発令件数を載せてございます。道内の保護命令事件の処理件数につきましては、平成24年は113件となっております。平成13年の法施行からの累計は1,354件となっています。また、保護命令に違反して検挙されたものは、法施行後の累計で34件となっています。

最後に、配偶者による暴力事件ということで、北海道警察本部の資料をいただきまして、道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数を記載しております。表1の平成24年の合計欄を見ていただきますと、24年におきましては、合計で1,516件の殺人、傷害、暴行事件があり、このうち、配偶者からの暴力によるものが202件となっております。このうち、夫からによるものが187件で、配偶者間における傷害、暴行等の被害者のほとんどは女性となっております。

以上、平成24年度の道内における相談等の状況について説明させていただきました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今、資料9に基づいて報告がありましたけれども、これに関する質問等がありましたらお願いいたします。

私から一つあります。

支援センターへの相談とシェルターへの相談は重なっていないと考えてカウントされているのでしょうか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 実際問題として、重なっている場合もあると思えますけれども、とりあえず、それぞれの機関にきた相談件数を単純にカウントしてございます。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**関口委員** 被害者の年齢が出ていませんが、実際にDV相談にかかわった経験から、被害者が65歳以上の方を保護する場合には方法が全然違うのです。64歳以下ですと一般的にはこういったようなシェルターを使わざるを得ませんけれども、65歳以上になると、ご存じのように緊急一時保護では介護保険上の施設を使うことができます。そうすると、配偶者からの暴力があっても、言ってみれば高齢者問題にシフトして、配偶者間での暴力になかなかカウントされないのではないかなと思うのです。そういう意味で、カウントの中に年齢がどういうふうに考慮されているのでしょうか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 考慮という意味では、全く入ってございません。窓口に来た相談ということで単純にカウントしてございます。ただ、今、関口委員が言われたように、65歳以上かどうかは別にして、高齢になりますと、どちらかという福祉の関係で扱うことがあるかと思えます。道では、高齢の場合でもDV被害があるという報告を受けておりますので、福祉の現場とも連携をしながら、どちらで受けるかと言うのも変ですが、DVの施設で介護が必要な方を受け入れるのは大変ですし、そのあたりの判断が難しいものですから、連携をとってどちらかという形でやっている現場のほうが多いみたいです。

○**鈴木委員** 今、福祉との連携というご回答があったのですが、私も小樽市の女性相談を担当していて、障がいのある方で足が不自由な女性の方からお電話をいただきまして、DV被害に遭っているということでした。ただ、この場合は、激しい身体的な暴力ではなくて、旦那さんにいろいろ面倒を見てもらっている上で自分の自由をなかなか認めてもらえないという精神的なものでしたけれども、一時保護をご希望されていたので、一時保護をしていただけるかどうか事前にお電話で確認しましたところ、障がいのある方は入れないということでしたので、介護や障害者の施設しかないご本人にもお答えいたしました。

つまり、両方にかかわってくる部分なのですね。障がい者で、虐待を受けているとまではいかない事例で、DVの被害者なのですが、どっちつかずになってしまって、結局、何の支援もなかなか受けることができない。介護の施設に入るためには、旦那さんへの説明や承諾が必要になるので、そこがネックになってそれ以上進められないという方だったのです。言葉で連携と言うのは簡単ですけれども、実態に即したときに何の手も出してあげられないので、私は、助けを求めている方にどうやって具体的に支援できるかということの問題意識として持っておりますので、今後またご相

談させていただきたいと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** もしなければ、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項③の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、事務局からご報告をお願いします。

○**事務局(浅野主任)** 私から、報告事項③の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況につきましてお話しさせていただきます。

使う資料は、資料10と資料11になります。

まず、資料10をごらんいただきたいと思います。

今回説明させていただきます第2次基本計画の推進状況でございますが、これは、北海道男女平等参画推進条例に基づきまして毎年公表することとされているものでございます。

まず、計画の体系について簡単にお話しさせていただきます。

第2次基本計画では三つの目標を定めておりまして、その目標ごとに13の基本方向、40の施策の方向を定めております。具体的には、資料11を1枚めくっていただき、1ページの第2次男女平等参画基本計画体系及び重点事項一覧に表の記載がありますが、目標が三つ、基本方向が13、施策方向が40、これが第2次計画の体系となっております。

資料10に戻っていただきたいと思います。

次に、計画の推進状況の管理についてでございますが、道では、計画を効果的に把握するために二つの手法をとってございます。

一つ目は、施策の方向の各項目ごとに指標項目を31項目、参考項目を62項目設定し、年度ごとの数値を比較してございます。指標項目は、成果を検証する際に用いる項目でございまして、これは目標値を設定しております。例えば、道の審議会委員の女性委員の登用率や道職員の育児休業取得率などになっております。参考項目につきましては、男女平等参画推進の状況把握のために参考とする項目でございまして、目標値は設定しておりません。例えば、市町村における男女平等関連事業の件数や4年制大学の男女別進学率などになっております。

二つ目は、男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、40の施策方向の中から翌年度において重点的に取り組むべき事項を重点事項として決定してございます。

ちなみに、平成25年度は、六つの項目を重点項目とさせていただいているところでございます。

次のページからは、具体的に平成24年度末の指標項目、参考項目に沿いまして、男女平等参画基本計画の推進状況と関連施策を報告させていただきます。

この表の見方でございますが、三つの目標ごとに表を作成しておりまして、表には主な指標項目と目標値、計画策定時の平成19年度と最新の平成24年度末の数値を記載しております。今年度は、第2次基本計画策定から5年が経過いたしましたして、中間年度に当たりますことから、策定時の平成19年度と比較してどのようになっているのかという観点で、ごらんいただきたいと思います。また、その下には、それに付随する関連施策といたしまして主なものを抜粋させていただいております。

まず、目標Ⅰの男女平等参画の実現に向けた意識の改革についてでございます。

上から、男女共同参画社会、男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合です。いわゆる男女平等参画社会などの言葉の浸透度でございますが、平成24年度は63.4%と、平成19年度に比べて7.4ポイント上昇しております。一つ飛ばしまして、配偶者暴力防止法という言葉の浸透度です。こちらにつきましては78.9%と、平成14年度の調査に比較いたしますと30.8ポイントも大幅に上昇してございます。

これらに関連する施策といたしましては、二つ目に記載しているとおり、道立女性プラザの運営を通じた啓発事業や交流事業を行うことにより、広報啓発活動の充実を図っております。また、四つ目に記載しているとおり、主に教育職員に対する家庭科、技術などの教科等研修講座などを通じて男女平等参画教育を推進しているところでございます。

続きまして、3ページをごらん下さい。

目標Ⅱの家庭・職場・地域社会における男女平等参画の推進についてでございます。

まず、道の審議会におきます女性委員の登用率でございますが、平成24年度は35.5%です。先ほど平成25年4月1日は35%と報告させていただきましたが、平成24年4月1日に比べて0.5%下がっております。しかし、平成19年度に比べますと4.7ポイント上昇しております。先ほどもお話ししたましたが、29年度末までに40%の達成に向けて関係部局に積極的な登用を働きかけているところでございます。

続きまして、子育てを支援する企業の割合です。こちらは、次世代育成支援対策推進法に基づきまして一般事業主行動計画を提出している団体の割合についてでございます。これは100人超の大企業でございますが、平成19年度に比べて12.3ポイント減少しております。

次に、女性の就業率についてですが、平成17年調査に比べますと4ポイント上昇しておりますが、全国平均値に比べると低い状況となっております。

三つ飛ばしまして、育児休業取得率です。これは、北海道の育児休業取得率についての数字ですが、女性は84.3%です。平成19年度に比べますと13.5ポイント上昇しておりますが、前年度の平成23年度に比べますと3.9ポイント減少しております。また、男性の取得率は3.9%と、依然として低い状況でございます。

最後に、参考項目といたしまして、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターの相談件数を記載しておりますが、1万7,816件と、配偶者、パートナーからの暴力に関する相談を中心に年々上昇しております。目標Ⅱに書いてある数値では、女性の社会進出や両立支援の数値が思うように伸びていない現状でございます。

次のページに関連する施策を掲載しております。

道としましては、職業生活と家庭生活の両立支援、ワーク・ライフ・バランスを目的とした事業といたしまして、関連施策の三つ目に記載しておりますが、誰もが働きやすい職場環境づくり事業を行っております。この中で、両立支援を推進する企業に対する表彰や両立支援を促すアドバイザーの派遣、啓発リーフレットの作成やシンポジウムの開催などを通じまして、両立支援の促進を企業側に対して働きかけているところでございます。

続きまして、目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能にする環境の整備についてでございます。

道民カレッジの講座受講者数は、平成19年度に比べまして3万人程度の増加、生涯学習に関する意識は、30%程度で推移している状況でございます。

関連する事業につきましては、二つ目に記載しております学習情報提供・相談事業を通じまして、生涯学習に関する情報や相談を行っているほか、四つ目に記載しております女性と子どもの健康支援対策事業を通じまして、女性や子どもの健康上の相談にワンストップで対応しているところでございます。

以上、資料10の概要について説明させていただきました。各指標と事業の詳細につきましては、資料11に記載がございますので、ごらんいただければと思います。

**○広瀬会長** どうもありがとうございました。

今説明のありました内容につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

**○山根委員** ご説明いただいた中で、意識の改革について質問された結果が出ておりますが、どのような方にどのような形で調査なされたのか、お伺いしたいと思います。

**○事務局（浅野主任）** 男女平等参画社会に関する意識調査についてですが、内閣府が男女共同参画社会に関する世論調査を行っており、その数値でございます。具体的に、どのような調査手法なのか、今すぐにはお答えできません。

**○山根委員** このような結果を出すのは簡単ですけれども、どういうところに調査をかけたかによって形が随分変わってくると思うのです。ですから、うのみにはできないと思って、お尋ねしたところでした。

**○多田委員** 資料10の3ページに子育てを支援する企業の割合があります。この子育て支援とは、具体的にどういった支援を指していて、それを実施している企業について、今わかるのであれば教えていただきたいと思っております。

**○事務局（浅野主任）** 次世代育成支援対策推進法の中に一般事業主行動計画に関する規定がありまして、法律では、それぞれの企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策とその時期などを記載した計画を定め、労働局に届け出るようになっております。それを提出した企業について、子育てを支援を

する企業の割合としてカウントさせていただいているところです。

○**広瀬会長** この項目については、私も質問したいことがありまして、減っている、下回ったという話ですが、これはどういうふうに見たらいいのか。平成19年度に比べてポイントが下がっていますね。これはどういうふうに分したらよろしいのでしょうか。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** 崎広副会長、ご存じでしたら、ご発言をお願いできませんでしょうか。

○**崎広副会長** 一般事業主行動計画の提出は、平成23年4月より101人以上の事業所が義務化、100人以下は努力義務とされています。計画を提出し、子育てサポート企業となり、「くるみんマーク」を取得するには、たしか、男性の育児休業取得率が多く企業のハードルになっていると聞いています。ですが、101人以上の事業所は、義務ですから計画を出さなければいけないはずなので、もし率が落ちているとすれば、対象企業でエスクューズがあったかどうかは知りませんが、いずれにしても、100%になるはずですよ。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** もしないようでしたら、議事を進めさせていただきます。

これで、用意した議題は終わります。

その他として、委員の皆様から何かございましたら申し出ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、事務局からお願いいたします。

○**事務局（木元男女平等参画担当課長）** それでは、事務局からです。

先ほど言いましたが、事務局が今のところ考えている今年度の審議会での議題等につきまして若干お話をさせていただきたいと思っております。

○**事務局（浅野主任）** 平成25年度の今後の審議会の予定についてお知らせさせていただきます。

現時点での予定ですが、第2回の審議会は9月末、第3回は来年2月を予定してございます。時期が近くなりましたら、事前に出席可能な日程につきましてお問い合わせさせていただきますので、よろしくお願いたします。

第2回審議会の内容といたしましては、まず、第2次北海道男女平等参画基本計画に定められた40の施策の方向の中から、平成26年度に重点的に推し進める項目を審議していただく予定です。参考としまして、参考資料1を添付させていただいておりますが、これは、平成25年度の重点事項といたしまして昨年度の審議会でご意見をいただいた事項になってございます。26年度の重点事項を策定する作業をそろそろ進めていく時期でございまして、8月末ごろに、委員の皆様に対しまして重点事項に関する意見を照会させていただきたいと思っておりますので、その際にはご回答をよろしくお願いたします。

続きまして、参考資料2を添付させていただいておりますが、北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者を選考していただくための専門部会の設置について審議していただく予定です。参考資料にありますとおり、北海道では、男女平等参画社会の実現を目指して、職場や地域、その他社会のあらゆる分野で活躍している個人、団体を表彰する北海道男女平等参画チャレンジ賞を実施しておりまして、その候補者の選考について、審議会の委員の皆様の中から専門部会員として5名ほどお願して設置したいと考えてございます。

○**事務局（佐藤主幹）** 引き続き、私から、資料は用意してございませんが、今年度の審議事項に関連しまして、第2次北海道配偶者暴力防止等に関する基本計画の改定スケジュールについてご説明させていただきます。

先ほど局長からも申し上げましたが、この計画は平成21年度からの5年間の計画であり、今年度が最終年度でございまして、平成26年度以降の改定が必要となっているところでございます。このため、先ほど若干触れましたが、改定に当たりましては本審議会に諮問することとしております。当初は、年度内に改定作業を終えるために、本日に諮問いたしまして、そのための専門部会を設置していただく予定としておりました。

しかし、本年6月26日、DV防止法の一部改正法が成立いたしましたので、今月に入ってから、国におきましては、これに伴いまして、国の基本方針を全面的に見直すという情報が入ってまいりま

した。大まかな経過といたしましては、来年1月の改正法の施行日を目途に新しい方針を策定することをごさいますして、私ども都道府県の計画につきましては、このDV防止法に基づく国の基本方針を踏まえて作成するとされておりまして、道計画の改定事務におきまして、国の改定スケジュールや内容等を踏まえながら進めていく必要が出てきたところをごさいます。

このため、今後の大まかな改定スケジュールを申し上げますと、次回の審議会におきまして諮問させていただきますして、その際、専門部会を設置していただきます。その後、国の改定スケジュールとして、9月ごろに素案を出し、11月ごろに方針案を提出し、来年4月に改定案を出すということをごさいますので、こういったスケジュールに合わせて専門部会でご審議をいただき、来年1月以降に国の最終的な改定内容を確認した後、本審議会から答申をいただくスケジュールで進めてまいりたいと考えているところをごさいます。

説明が少し長くなりましたけれども、そういった情勢につきましては今後も細やかに情報提供をさせていただきます。委員の皆様には、またご協力をいただくことになるとお思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今の道からのご説明について、何かご質問がございましたらどうぞお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、これで本日の議事は全て終了となります。

ご協力をどうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

○**事務局(木元男女平等参画担当課長)** 広瀬会長、崎広副会長、また各委員の皆様には、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

まことにありがとうございました。

以 上